

京都大学iPS細胞研究所

CiRA サイラ Newsletter

2017年1月号
Vol.

28

イベント

お寺で、生命倫理を考える

研究成果①

前頭側頭葉変性症のしくみを解明

研究成果②

細胞を支える足場の役割

研究成果③

イベント

さいえんす・フォトコンテスト

10周年特集

CiRAの今 iPS細胞の可能性

2

倫理の窓から見た iPS 細胞

技術の利用を誰に認めるべきか?

4

イベント

CiRA 活動報告会を開催しました

6

基金事務局だより

優秀な研究者を確保するために

7

CiRA で働く人々

9

未来を見据え、研究と教育に励む

CiRA クロスワードパズル

10

CiRA アップデート

14

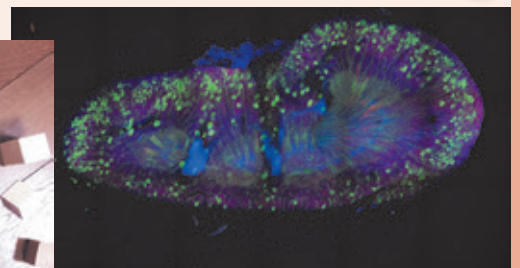
15

16

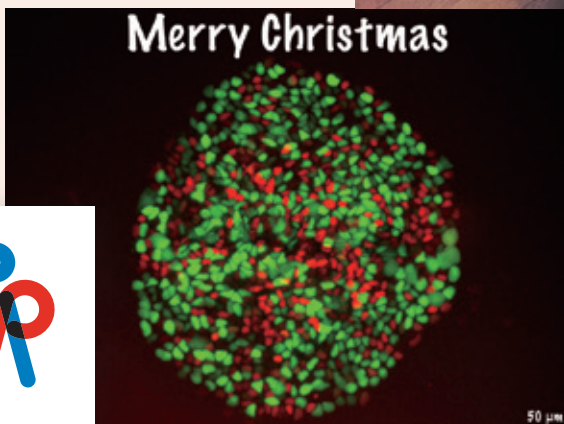
17

18

19



iPS細胞 10th Anniversary



技術の利用を 誰に認めるべきか？



澤井 努 研究員

現在、国内外で、iPS 細胞から配偶子（精子・卵子）を作製する研究が進められています（*）。この研究は、例えば、配偶子がつくられるメカニズムを解明したり、不妊や遺伝病の原因を究明したりするのに貢献できると期待されています。

2016 年 10 月、九州大学の研究グループは、生体外でマウスの体細胞からつくった iPS 細胞から卵子を作製することに成功したと報告しました。それまでは、マウス iPS 細胞から配偶子のもとになる始原生殖細胞までは生体外で作製することが可能でしたが、そこから成熟した配偶子（ここでは卵子）を作製するためには、マウスの卵巣に移植する必要がありました。しかし、最新の研究成果では、始原生殖細胞を卵巣に移植する必要がなくなったのです。

上記の研究成果と同時期に、英国のある新聞が、世界保健機関（World Health Organization: WHO）は不妊の定義に関して新しい基準を導入する方針であると報じました。これまで不妊は、1 年また

はそれ以上にわたり定期的な性交渉で、子どもを持つことができないような場合と定義されてきました。しかし報道では、従来の男女間の生殖に限定せず、子どもを持つためのパートナーがいない、または子どもが欲しいにもかかわらずパートナーがいない場合も一律に不妊と見なすことを示唆したのです。後に、WHO は報道内容を否定し、上記の記事内容は誤認情報であったことが分かりました。

しかし、この報道は、まだまだ先のこととして議論されてきた「技術の利用を誰に認めるか」という問題が現実味を帯びてきたと感じさせるものでした。将来的にヒト iPS 細胞から作製した配偶子を生殖補助技術として利用できるようになった場合、技術の利用を不妊の男女カップルに限定するのか、あるいは“それ以外の人”にも認めるのかという問題が考えられるのです。“それ以外の人”には、例えば、同性愛カップルや独身者、また何らかの理由で生殖能力を失った人や高齢の女性などが含まれます。

将来、子どもを欲しいと思う全ての人の「子どもを持つ権利」は平等に扱われ、望めば誰もが（遺伝的につながりのある）子どもを持つような世界が訪れるかもしれません。

前述の研究成果はマウスを用いた実験段階であるため、生殖補助技術として利用できるようになるにはまだまだ時間がかかるでしょう。しかし、こうした技術が生殖を目的として利用できるようになった場合、安全性やリスクの問題とは別に、いわゆる「不妊」の男女カップルに技術の利用を認めるのであれば、どの程度、“それ以外の人”にも利用を認めるのかを議論しておかなければなりません。

皆さんはどのように考えるでしょうか。

*現在、日本の規制では、ヒト iPS 細胞から配偶子（精子・卵子）を作製することは認められていますが、その配偶子を受精させることは認められていません。

（文・上廣倫理研究部門 澤井 努）